

●香川県告示第83号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成19年3月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 取消年月日

平成19年2月21日

2 住所

木田郡三木町田中4632

3 氏名

横山君子

4 売りさばき場所

木田郡三木町田中4632